訪問購入にはルールがあります

売る前にもう一度、考えましょう!!

こんなトラブルが起きてます

1．悪質な勧誘

・突然の訪問による強引な買取りの勧誘。
・断ってもしつこい。
・「着物を買う」と電話がかかってきたが、実際は「指輪を売ってくれ」と言われた。

2．契約内容や事業者の連絡先が分からない

・売ったものを返してほしいけど、連絡先が分からない。
・何を買い取られたのか記憶が曖昧になってしまい、事業者と交渉しにくい。

3．一度引き渡すと、原状回復は難しい

返してもらおうと思ったら、もう溶かしたと返事が・・。

4．クーリング・オフができなかった

契約後、すぐクーリング・オフを申し入れたが、「買取りの場合はクーリング・オフできない。」「キャンセル料がかかる。」と言われた。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

解決するには？（裏面に続く）

法律の改正で、こんな風に変わります！

1．不招請勧誘の禁止

・訪問購入で飛び込みの勧誘はできなくなりました。消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。
・また、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止となります。

2．書面の交付

事業者の連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。

3．引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中（２．の書面交付から８日以内）は物品の引渡しを拒むことができます。また、事業者は迷惑を覚えさせるような方法で引渡しをさせること等も禁止されています。

4．クーリング・オフ

クーリング・オフ制度により、２．の書面を受け取ってから８日間は無条件で契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者からすぐに通知されます。

ただし、以下の物品と取引態様は規制の対象となりません。

自動車
(2輪のものを除く。)

家具

家電
（携行が容易なものを除く。）

本、CDやDVDゲームソフト類

有価証券

・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
・いわゆる御用聞き取引の場合
・いわゆる常連取引の場合
・転居に伴う売却の場合

※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。

各地の消費生活センターなど、身近な消費生活相談窓口をご案内します!!

消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ　守ろう よ、みんな を

0570-064-370